

## 飯田市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、飯田市下水道用マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高め、及び下水道のイメージの向上に寄与することを目的とする。

### (デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

### (使用承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、飯田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を受けずにデザインを使用することができる。ただし、この要領に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (2) 市の機関が使用するとき。
- (3) 国及び地方自治体が使用するとき。
- (4) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいう。）が教育目的で使用するとき。
- (5) 新聞、テレビ等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、飯田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書（様式第2号）又は飯田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、承認に際し必要な条件を付すことができる。

### (使用承認の基準)

第4条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 市の機関又は市の職員と誤解を招き、又は招くおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者並びにこれらに準ずる者の利益になり、又は利益になるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用してはならない。
- (2) デザインの同一性を損なう改変をしてはならない。
- (3) 使用承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸してはならない。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ飯田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(使用の報告)

第7条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに、飯田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書(様式第5号)並びに製作物の完成品及びその形状、寸法等が分かる写真を1部市長に提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、デザインの使用について、第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図るものとする。

(使用料)

第9条 デザインの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、使用者がこの要領の規定若しくは使用承認条件に違反し、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、承認の取消し又はその使用の差止めの請求、必要な指示等(以下「請求等」という。)をすることができる。

2 市長は、前項の規定による請求等を受けた者に対して、製作物の回収を求めることができる。

(第三者に対する承認)

第11条 市長は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から申請があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について異議を申し立てることはできない。

(権利設定の禁止)

第12条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要領の規定による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第13条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- (1) 第10条の規定による請求等及び製作物の回収並びにデザインの使用関し使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。

(別図) (第2条関係)



カラー



色なし